

一般社団法人 ナチュラルハーブ.協会

会員規約

この会員規程（以下「本規程」といいます）は、一般社団法人 ナチュラルハーブ.協会（以下「当協会」といいます）に登録した個人及び法人（以下「会員」とする）は、当協会に定められた規則や条件（以下、「規約」とする）に従うものとします。

会員資格

当協会の定める会員とは、本規約を承諾して、協会規定の所定の入会手続きを全て完了し、当協会から承諾を受けた方とします。会員として不適当と判断した場合には、入会の承認を行わないことがあります。また、承認後においても、会員として当協会が不適切と判断した場合には、承認の取消や削除を行うことがあります。反社会的勢力や犯罪組織と関係のある人、またはそのような活動を行っている人は、会員として承認されません。また、会員として入会した後に反社会的行為や犯罪行為を行ったと判断された場合、会員資格は取消される可能性があります。当協会の目的や活動に反する行為を行ったと判断された場合も同様に会員資格は取消される可能性があります。当協会は、会員として不適切と判断した場合には、適切な措置を取れるものとします。

会員規約の変更・更新

当協会は、予告なく本規約の内容変更及び更新ができるものとします。

会員規約の遵守

会員は当協会に参加するにあたり、本規約を遵守するものとします。

会員情報の利用目的

登録していただく個人情報を、本サービスを提供する目的の他に以下に定める目的のために利用することができます。本サービスの提供または以下に定める目的以外に、当協会は会員の個人情報を利用することはありません。

会員に対して、当協会の商品やサービスを紹介するため。

会員に対して、当協会に対するご意見やご感想（商品およびサービスに対するご意見やご感想も含む）のご提供をお願いするため。

当協会が会員に別途連絡の上、個別にご了解を頂いた目的に利用するため。

会員の属性（年齢、住所等）ごとに分類された統計資料を作成するため。

会員情報の更新

会員の登録した情報に関して変更が生じた場合は、会員は速やかに変更手続きを行うものとします。

当協会は、会員の一人一人の属性を正確に登録・組織化することにより、より良い会員制サービスの提供を実現します。すなわち、会員情報を常に最新の状態にしていただくことが、会員の方々のご希望を反映させていく上でも非常に重要と考えています。

会費費用・支払い方法

会員は当協会が定める入会金・年会費を当協会へ支払うものとします。（ご入金いただいた入会費・年会費・受講料について、いかなる場合も返金致しかねます。ご了承ください。）

当協会は、入会金・年会費において規定するすべての料金についてあらかじめその価格を定め、適当な方法でこれを会員に知らせます。

当協会は、前項に定めた料金の価格を予告なく変更することができます。変更後の料金価格は、適当な方法でこれを会員に通知いたします。

入会金は、会員が申込をし、当協会が受理した利用開始月に、当協会が定める申込手段により支払い頂きます。

年会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、当協会指定のオンラインショップでのクレジット決済。または、口座に振り込むものとします。すべての銀行振り込みにかかる手数料に関しては会員が負担するものとします。

*会員資格失効時には全ての特典がご利用いただけなくなります。

会員の禁止事項

本人以外の他人に会員登録、メール配信、アンケート回答などを代行させる行為。

公序良俗に反する行為および法令に反する行為。

当協会および第三者の著作権を侵害する行為。（社外秘を公開。または各種セミナー、研修等の録音録画）

当協会及び第三者に不利益を及ぼす行為。

当協会及び第三者を誹謗、中傷、名誉を毀損する行為。

当協会の運営を妨害する行為、当協会の承認を得ない営業行為。

当協会で得た全ての知識、著作物を用いて、退会後にハーブテントに関わる会社や組織を発足する行為。

当協会の製品を販売する際には、定められた一般希望小売価格を守ってください。価格を大幅に下げて販売することは、ブランドの価値を損ない、市場価格を不安定にするため禁止しています。

当協会の製品全てにおいて、転売する行為を禁止します。

その他、当協会が会員の行為として不適当であると判断した行為。

会員資格の取消・抹消

以下に該当する場合、またはその恐れのある場合、当協会は会員の承諾なしに、会員資格の取消および抹消ができるものとします。

協会が会員として不適当と認めた時。

会員の死亡、または法的失踪宣言を受けた時。

協会への支払いを滞納し、協会から通知があるにも関わらず納付しない時。(滞納2か月で強制退会とする。遅延損害金は年14.6%とし、請求に関わる費用は別途請求するものとする。)

故意により、協会の信用を毀損した時。

その他、会員としての品位を損なうと認められた行為があった時。

更新時期(3月とする)に、協会員の更新手続きを行わなかった時。(協会員専用LINEもサービスの一環のため、手続きを完了し、退出または公式LINEへの移行が完了してない場合自動で更新したものとみなす)

届出事項の変更

会員が入会届けに記入する住所、電話番号（携帯番号も含む）、メールアドレスは、会員が居住している所とします。変更があった場合は、協会事務局へ所定の手続きを行うものとする。

退会

会員都合により退会する場合は当協会にて所定の手続きに従うものとし、退会手続き処理後、退会となります。

会員の退会時点での、利用していた会員サービス、受け取っていない各種特典等、退会と同時にその諸権利を失うものとします。退会時には協会の指定するツール類は自己負担で期日までに返還すること。

当協会の停止

当協会は一定の予告期間をもってサービスの停止を行う場合があります。

このような事態にともない会員に不利益や損害を生じた場合、当協会はその責任を負わないものとします。

損害賠償

会員が本会員規約及びその他の諸法令等に違反する行為によって、当協会に損害を与えた場合には、当該会員について当協会の被った損害の賠償を請求することができるものとします。

会費及び更新について

会員の入会日は、入会日と同じでその日から翌年3月末日まで有効とします。

更新は1年間単位となります。

入会金（初年度）：27,500円（税込） 年会費（更新時）：13,200円（税込）

※年会費は会員へ提供する情報やツール内容を各法律家との相談、サイト運営、協会活動費、開発費等で使用させていただきます。

※入会金、年会費は各店舗毎（講座は2名まで受講可能、ディプロマは1名様分）

※年会費は月割りとします。

※更新時期(猶予期間 2ヶ月)を過ぎた場合、会員資格失効となり、再度入会される場合は再入会となります。

会員特典

①ハーブテントマイスター養成講座受講料金・・・2名まで無料(1名追加毎に5,500円)ディプロマは1名分

②各種セミナー参加費・・・無料または会員価格

③NHA講習会・・・無料

④各専門相談、経営、集客相談、チラシ作成、ホームページ・・・NHA会員価格

※ご相談はオンラインにて担当者が実施いたします。